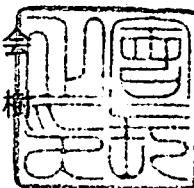


平成26年11月14日

綾瀬市長 笠間 城治郎 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山 茂 樹



海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務共同運用に係る目的外の
利用又は提供及び本人通知の省略について（答申）

平成26年10月9日付けで、諮問のあった件について、次のとおり答申します。

1 目的外の利用又は提供及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令業務共同運用に関して保有個人情報を目的外の利用又は提供することは、綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号に該当しますが、諮問事案の内容については、適当なものと認めます。また、同条第3項のただし書の規定に基づく本人通知の省略に関する諮問事案については、通知を要する対象者が大量であり、個別に通知をすることが現実的ではなく、行政事務の非効率化と煩雑さを増すこととなります。さらに、本件は、大規模災害等に対応して、迅速な相互応援体制を確保するために行うものであり、利用及び提供することについての通知を受けても本人に選択する余地がないことから、類型3により「通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合」に該当するため、本人通知の省略についても適当なものと認めます。

なお、当委員会としては、個人情報保護の観点から行政機関が保有する個人情報はより正確であるべきこと、さらに災害時等の対応をより効果的なものとするためには、できるだけ最新の情報であるべきという理由から本件における住基データの更新は、より短い間隔で行われるよう、将来的に改善されることを期待します。

(2) 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第10条の規定により、原則として個人情報

報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて、市の機関の内部若しくは市の機関相互において、当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはなりません。例外として利用又は提供が認められる場合について定める同条第1項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため本審査会に諮問されたものです。

(3) 実施機関の主張（保有個人情報の目的外の利用又は提供する理由及び必要性）

海老名市、座間市及び綾瀬市の三市で共同運用される消防通信事務においては、より高度で複雑な災害、救急サービス等への対応及び大規模災害等における迅速かつ集中的な広域応援に対応するために、地点情報や災害現場での救助活動支援として市民課が保有する住民基本台帳に登録されている個人情報が必要とされているため、目的外の利用及び提供について本審査会に意見を求めるものです。

(4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号に規定する目的外の利用又は提供に該当しますが、住民基本台帳に記録された個人情報を三市協議会へ提供することで、迅速に災害地点を特定することができ、より高度で複雑な災害、救急サービス等への対応が可能となります。また、現在よりも円滑に三市間での応援が可能となり、出場現場への到着時間の短縮が期待できるほか、大規模災害等に対し迅速な相互応援体制が確保できることがうかがえます。

提供先である三市協議会における個人情報の管理体制については、個人情報を取り扱うことができるのは、厳重な入室管理がされた指令センター職員に限定していること、また、本件システムは、指令センターと各消防本部及び署所間で構成された閉鎖的なネットワークであること並びに個人情報を移すCD媒体をパスワード等により保護することなどセキュリティ対策が講じられています。さらに、職員に対する個人情報に係る研修を行うことなどで一定の安全管理体制が図られていることが認められます。

以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものにはあたらないと判断し、(1)の審査会の結論に至ったものです。